

様式 1

特記事項

(建築物に係る解体工事の場合)

建設工事に係る資材の再資源化に関する法律(平成12年法律第104号)第13条第1項及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令(平成14年国土交通省令第17号)第4条の規定に基づき、契約書において記載すべき事項の内容は、次のとおりとする。

1. 分別解体の方法

工程ごと の作業 内容及び 解体 方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	建築設備・内装材等	建築設備・内装材の取り外し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取壊し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取壊し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	その他 ()	その他の取壊し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用

注) 該当する項目の にチェックマークを記入する。

2. 解体工事に要する費用(直接工事費) _____ 円(税抜き)

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地 _____ 裏面のとおり

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用
(直接工事費) _____ 円(税抜き)

